

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 まちづくりの基本原則（第6条—第12条）

第3章 各主体の役割及び責務（第13条—第16条）

第4章 まちづくりを推進する仕組み（第17条—第21条）

第5章 行政運営（第22条—第30条）

第6章 条例の実効性の確保（第31条）

付則

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈などの山々や数々の清流等、緑と豊かな自然と美しい景観に恵まれています。太古、古琵琶湖であった肥沃な土地で、美味しい米や茶を育て、窯業や薬業などの地場産業を生み、発展させました。歴史をひもとくと、古代には紫香楽宮に遷都され、中世には「甲賀衆」と呼ばれた武士が広く結集し、「忍び」の文化が生まれ、この地に今議に基づく自治の伝統を築きま

みんなで作る明日の甲賀

—「甲賀市まちづくり基本条例」を制定—

甲賀市が誕生して今年で12年目を迎えます。この間、自治振興会という新たな仕組みができたり、各種団体が活発な活動を行ったりしています。

それぞれが独自の特性を活かしながら取り組みを行うことは大切なことですが、協力し合うことで、より大きな効果が生まれます。また、誰もが参画しやすい広がりも生まれてきます。

そこで市では、市民の方にも参加いただきながら、まちづくりの基本的な理念をまちづくり基本条例としてまとめました。ここでは、条例がめざすこれからのまちづくりの考え方をお知らせします。

時代が生み出す 新たな課題解決へ民間の力を

地方自治体の行政は長い間、国や県の制度に基づく制度を中心に施策が進められてきました。

しかし、それぞれの地方の特色が強くなる一方で、少子化や高齢化など新たな課題のほか、社会構造や個人の人生観なども大きく変わり、ひとつの制度では対応できない時代に

入っています。このことは、これまでと同じ手法で行政サービスに限界が生じることを意味しています。現在は、それぞれのまちに合った行政が求められています。

同時に、市民活動もNPOやボランティアなどが数多く生まれ、活発化してきました。これら民間の力と行政が距離を縮め、補完し合うことにより、公共サービスも高まり、まち自体が今までは違った魅力を持ち、元気を内外にアピールできる効果が生まれてきます。

市民参画で作り上げた まちづくりのルール

制定されたまちづくり基本条例は、行政だけでなく、市民皆様や企業、各種団体、議会の役割を明確にし、

甲賀市らしいまちづくりを進めるための理念が盛り込まれています。

この条例は、平成25年7月から策定作業が始まりました。策定に当たっては、各種団体の代表や公募で選ばれた市民、学識者など14人で構成される策定委員会が21回の全体会議のほか、延べ23回に及び部会や作業委員会での議論を重ね、草案を練り上げました。

さらに同委員会では、この案に対し、市内16カ所で「市民の声を聴く」会を開催し、反映すべき提言について草案の修正作業を経て骨子案として市に答申されました。市では答申を受け、庁内検討を重ね、タウンミーティ

ングなどをふまえて条例案を成案化し、今年3月議会で議決されました。

手を取り合って 満足度の高いまちへ

市民による、市民のためのまちづくりの条例は、6章、31条で構成されています。本紙では、条例の条文は掲載しませんが、自治の担い手として協働により豊かな地域社会の実現をめざすために、まちづくりの基本理念や基本原則を掲げ、ここに崇高なまちづくりの規範とすることが前文で位置付けられています。

市では、まちづくり基本条例の理念を尊重し、行政運営を進める上で

市民皆様の参画をいただきながら、共に考え、共に実行していくこととし、これからさらに進んでくる少子化や高齢化、人口減少に最良の施策で取り組み、全ての方に幸福度や満足度の高い甲賀市をめざしていくことと

しています。次ページでは、策定委員の中から4人の方に条例への思いや、これからの甲賀市への期待などについてお話しいただきました。

条例の条文は、市ホームページでご覧いただけます。ご一読いただき、これからの甲賀市の魅力アップのため、できることからご参画をお願いします。



協働で住みよいまちの実現へ

甲賀市長 中嶋 武嗣

市民の皆様のさらなる幸せを実現する理想郷をめざし、皆でまちづくりを進めていくためのルールや仕組みづくりについて定めた「甲賀市まちづくり基本条例」を制定しました。

条例づくりにあたっては市民参画を最も大切にし、素案を作る段階から市民の皆様のご参画をいただき、その後もタウンミーティングなどによりご意見を聞く機会を設けながら、約2年間にわたり進めてまいりました。

条例の特徴としましては、「子どもの権利」や「多文化共生」について定めています。さらには、セーフコミュニティの理念をふまえた「安全安心なまちづくり」、「自治振興会」について規定している点は他の自治体にはない甲賀市モデルであります。

この条例により、市民の皆様とともに人口減少に立ち向かえる力強いまちづくりが進むものと考えておりますし、市民憲章の前文にございます「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」のまちづくりが具現化できるものと確信しております。